

広島県告示第四百三十八号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和五年三月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 作業種類

基本測量（電子基準点測量）

二 作業期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

三 作業地域

広島市佐伯区、広島市安佐北区、呉市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、廿日市市、江田島市、安芸郡熊野町、山県郡安芸太田町、山県郡北広島町、豊田郡大崎上島町、世羅郡世羅町、神石郡神石高原町